

敷地内乾式貯蔵、「中間貯蔵」を推進するための交付金制度

敷地内外の乾式貯蔵をやめ、原発の運転を停止せよ。使用済燃料をこれ以上生み出すな

	プール貯蔵	乾式貯蔵
貯蔵量に応じた交付金（1.48 炉心分超え）	13万円	20万円
貯蔵能力に応じた交付金（プールは2.48 炉心分超え）	17万円	40万円

（1トン当たり 毎年）

2019.4.18 美浜の会

◆敷地内乾式貯蔵推進のための交付金制度

国は、各原発のプールの使用済燃料が満杯に近づく中、協議会^{*1}で電力会社に対策を出させる等により、原発敷地内外での乾式貯蔵を推進する政策を進めている。3月には、敷地内乾式貯蔵を推進するため関係規則等を改悪した。

一方で交付金制度も、2016年度より敷地内の貯蔵について、プールよりも乾式を優遇し、乾式貯蔵施設の建設を促すものに変更している^{*2}。国は2015年度までは、プール、乾式の区別なく、敷地内の貯蔵設備にある使用済燃料の貯蔵量に比例し、立地市町村に交付金^{*3}を出してきた。それを2016年度より「貯蔵設備にも単価を設定し、貯蔵設備の新設・増設にインセンティブを付与。また、単価を見直し乾式貯蔵に重点化」した。

●変更前：プール貯蔵、乾式貯蔵に関わらず、使用済燃料の貯蔵量1トン当たり40万円



●変更後：

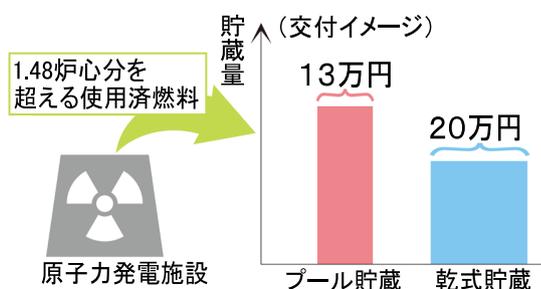
原子力発電施設等長期発展対策交付金相当部分における使用済燃料対策の概要

①使用済燃料の貯蔵量に応じた支援

原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備（プール、乾式キャスク）において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量1トン当たり

プール貯蔵：13万円
乾式貯蔵：20万円

を交付します。

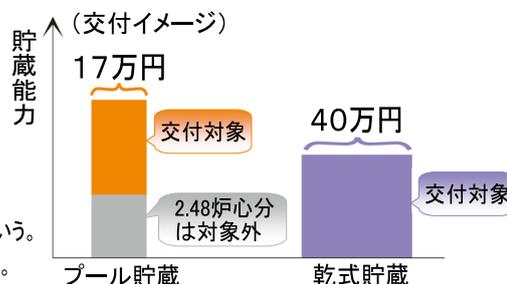


②使用済燃料の貯蔵能力に応じた支援

原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備（プール、乾式キャスク）において、それぞれの貯蔵能力（※1）について1トン当たり

プール貯蔵：17万円（※2）
乾式貯蔵：40万円（建設段階は30万円）

を交付します。



※1 貯蔵能力とは、原子炉等規制法において許可を得た当該設備の貯蔵容量をいう。

※2 プール貯蔵の場合、交付対象は貯蔵能力から、2.48炉心分を除いた量とする。

「電源立地制度について」(資源エネ庁) <https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf> の図に加筆

国は上図の制度変更により、乾式貯蔵施設を推進している。②は新方式の交付金で、貯蔵能力（貯蔵容量）に比例して交付される。これは乾式貯蔵施設の新設やプールのリラッキングに有利になっている。さらに、①貯蔵量②貯蔵容量のどちらも、プール貯蔵よりも乾式貯蔵の単価を相当高く設定している。また、乾式貯蔵のみ建設段階から1トン当たり年30万円交付される。

◆「中間貯蔵施設」推進のための交付金制度 操業遅れのむつにも交付金を適用

一方で国は、敷地外の乾式貯蔵施設（以下「中間貯蔵施設」）に関しても、立地自治体等に対し「電源立地地域対策交付金」「広報・調査等交付金」等から交付金・補助金を交付し、立地・操業を推進している。

国は3月29日、「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」の交付規則を改定した。同日に青森県むつ市は、むつ「中間貯蔵施設」操業開始の遅れに伴い、この交付金の交付が決まったと発表した。

この交付金は「再稼働や廃炉など、原発等を取り巻く環境変化が立地地域等に与える影響を緩和するため」とされ、2015年10月に新設されたものだ。これまでは再稼働・廃炉に伴い交付されてきたが、3月29日の改定により稼働前に前倒しで交付できるようにした。これによってむつ市の要望を実現させた。

「電源立地地域対策交付金」からは「中間貯蔵施設」に関し、以下のものが交付されるようになっている。立地可能性調査から運転終了まで、複数の交付金が準備されている。

①電源立地等初期対策交付金相当部分	
交付対象	立地都道府県又は市町村
交付期間, 交付額	期間Ⅰ 立地可能性調査の開始年度から都道府県知事の同意年度, 1.4億円
	期間Ⅱ 都道府県知事の同意年度～2年間, 9.8億円
②電源立地促進対策交付金相当部分	
交付対象	立地市町村、隣接市町村等
交付期間	着工年度から運転開始して5年後まで
交付額	最大貯蔵能力（トン）×49万円（立地市町村の場合）
③核燃料サイクル施設交付金相当部分	
交付対象	立地市町村、都道府県
交付期間	着工から運転終了まで
交付額	建設段階 最大貯蔵能力（トン）×50万円
	運転段階 貯蔵量（トン）×62.5万円 最大交付限度額の8割を保証

「電源立地制度について」(資源エネ庁)より

使用済燃料の行き場がない現実を覆い隠すための原発敷地内乾式貯蔵と「中間貯蔵」の推進は許されない。国がとるべき対策は、新たに貯蔵施設をつくることではなく、全原発の稼働を直ちに止め廃炉にし、これ以上使用済燃料を増やさないようにすることだ。

*1 使用済燃料対策推進協議会。2015年11月設置。経産大臣、9電力会社社長等で構成。

*2 容器（キャスク）による乾式貯蔵については、維持管理の容易さ、施設設置場所の柔軟性、輸送の利便性などに優れることから、当該乾式貯蔵に係る施設について重点的な支援となるよう、交付金制度を見直し、本年4月1日より施行（2016.10.20 使用済燃料対策推進協議会 資料4 使用済燃料対策の強化に向けた政府の取組について）

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shiyozumi_nenryo/pdf/002_04_00.pdf

*3 「電源立地地域対策交付金」の「原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分」